

上田市利用限度額超過自己負担額支援事業（事業所用）

1 事業内容

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所については、利用者から事前の同意を得た場合に、介護報酬単価に(※) 特例措置が設けられました。

特例措置が適用されたサービス利用者は、これまでより自己負担額が増え、利用限度額を超えた場合は、全額自己負担となります。

このため、利用限度額を超えた特例措置による影響額を支援することで、利用者の負担を軽減し、必要な介護サービスを受けることができる環境を整備します。

(※) 特例措置

①通所系サービス事業所

一定の回数について提供したサービスの2区分上位の報酬区分での算定が可能。

②短期入所系サービス事業所

一定の日数について「緊急短期入所受入加算」(90単位/日)の算定が可能。

(2) 支給対象者

今回の特例措置によって、在宅サービスにおける利用限度額を超過した利用者

(3) 支給金額

令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に利用したサービスで、月の利用限度額を超過した自己負担額のうち、今回の特例措置による影響額を限度として支給します。

(4) 受付期間

①令和2年12月31日までのサービス利用分は、令和3年1月29日まで受付

②令和3年3月31日までのサービス利用分は、令和3年4月30日まで受付

(5) 支給手続

利用者は介護支援専門員（ケアマネージャー）に今回の特例措置による影響額を確認してもらい、支給対象者となる場合は、申請書に口座番号等を記入し、必要な証明書等を添付して高齢者介護課に提出します。

(6) 今後の流れ

①市ホームページに支援内容と様式（申請書）を掲載。

②居宅介護支援事業所への協力依頼を行うとともに、事業所向けの各種情報提供サイトの「ケア倶楽部」に事業内容、様式などを掲載。

2 事業のイメージ

利用した在宅サービスの総額		
利用限度額		利用限度額超過分 (10割)
保険給付分 9割 (自己負担分により8割・7割)	自己負担分 1割 (所得により2割・3割)	特例措置による影響額
		特例措置によらない超過分

(例1) 要介護3、自己負担割合1割の方が、延長加算(9時間以上10時間未満)の通所介護を
月28日利用した場合

(1) 特例を適用しない場合…**支給なし**

① サービス総額 9,520円 × 28日 = 266,560円

② 自己負担分 266,560円 × 10% = 26,656円

利用した在宅サービスの総額 266,560円	
利用限度額 270,480円	
保険給付分 239,904円 (9割)	自己負担分 26,656円 (1割)

(2) 特例を適用して利用限度額を超えた場合…**80円支給**

① サービス総額 270,560円 (+4,000円)

通常分 9,520円 × 24日 = 228,480円 + 特例分 10,520円 × 4日 = 42,080円

② 自己負担分 27,128円 (+472円)

270,480円 × 10% = 27,048円 + (270,560円 - 270,480円) × 100% = 80円

利用した在宅サービスの総額 270,560円 (+4,000円)		
利用限度額 270,480円		利用限度額超過分 (10割)
保険給付分 243,432円 (+3,528円) (9割)	自己負担分 27,048円 (+392円) (1割)	自己負担分 80円 (今回の影響額)

(例2) 要介護3、自己負担割合1割の方が、延長加算(9時間以上10時間未満)の通所介護を
月27日利用した場合

特例を適用しても利用限度額を超えない場合…**支給なし**

(特例を適用しない場合、①サービス総額は257,040円、②自己負担分は25,704円)

① サービス総額 261,040円 (+4,000円)

通常分 9,520円 × 23日 = 218,960円 + 特例分 10,520円 × 4日 = 42,080円

② 自己負担分 26,104円 (+400円)

261,040円 × 10% = 26,104円

利用した在宅サービスの総額 261,040円 (+4,000円)	
利用限度額 270,480円	
保険給付分 234,936円 (+3,600円) (9割)	自己負担分 26,104円 (+400円) (1割)